

2025 年度(令和 7 年度) 事業計画

－ 2025 年(令和 7 年)4 月～2026 年(令和 8 年)3 月 －

はじめに

2025 年度(令和 7 年度)は、例年同様、アジア・アフリカ図書館（社会教育事業）・専門学校アジア・アフリカ語学院（学校教育事業）の運営、人材交流（国際交流事業）及び技能実習生受入れ（国際協力事業）などの事業を行う。2025 年度(令和 7 年度)においては、日本政府が政策的に進めている「外国人受入れと共生社会の実現」に寄与する方向での事業展開を視野に入れ、定款に定める事業目的の変更を検討していく。

社会教育（アジア・アフリカ図書館）事業

2025 年度(令和 7 年度)は、従来同様の活動に取り組みつつ、前年度に引き続き貴重資料や準貴重資料の整理とデジタルデータ化を推進する。

(1) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する蔵書収集及び閲覧・貸出し

- 「郭沫若文庫」や『改造日報』などの貴重資料及び個人文庫などの準貴重資料の収蔵について、ウェブサイトなどを通じて案内を行う。
- 準貴重資料「草創期中文研関係資料」（1946 年から 1957 年までの社団法人中日文化研究所に関する資料）について、将来の公開に向けた準備を前年度に引き続き行う。

(2) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する文化講座の開催

一般の人々を対象とした「アジア・アフリカを知る集い」を開催する。

(3) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する調査・翻訳の受託

レファレンスを含めた調査・翻訳の依頼に対応する。

(4) 三鷹市が「三鷹市立南部図書館みんなみ」を運営するための施設の貸与及び運営への協力

- 郭沫若文庫の所蔵品を三鷹市立南部図書館に無償貸与し、同図書館が市民向けに公開する際、調査研究や展示企画等に協力する。
- 図書の閲覧・貸出し及び選書に関する協力関係を強化する。
- 当館を利用する一般市民を念頭においたアジア・アフリカ世界の理解の促進に資する資料の収集を行う。資料収集にあたっては、専門書・学術書の収集に努める。

- 三鷹市立南部図書館主催または同図書館関連団体が主催する国際理解の促進に係る事業の企画及び実施に協力する。

(5) その他

- 『アジア・アフリカ図書館だより（第10号）』を刊行する。
- 当館閲覧室内において、前年度に引き続きインドネシアに関する企画展示を実施する。

学校教育（アジア・アフリカ語学院）事業

2025年度(令和7年度)は、専門課程日本語学科においては、日本語教育機関認定法に基づく認定を得るべく、カリキュラム改編をはじめとする諸準備を行う。また、開発を進めていたオンラインによる遠隔教育用のプラットフォーム「Eduba(エデュバ)」の運用を開始する。

(1) 日本語ならびにアジア・アフリカの言語・文化・社会に関する教育

① 学校教育法第124条に基づく専修学校専門課程の教育

日本語学科（全日制1～2年、定員140名）

外国人学生を対象とした日本語教育及び進路指導（進学指導・就職指導）を行う。コースは「進学1年コース」、「同1.5年コース」、「同2年コース」及び日本での就職などを目標とする「一般1年コース」の4コースを開講する。学生募集については、中国、台湾、韓国、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ネパール及びインドネシアでの募集活動を継続して行う。

日本語教育学科（全日制2年、定員20名）

日本人と外国人学生双方を対象に日本語教師養成を目的とした教育を行う。

韓国語学科及びインド語学科（全日制1年、各定員20名）

日本人を対象とした学科。2025年度(令和7年度)はインド語学科を開講する。韓国語学科については開講を見送ることにした。なお、日本人を対象とした学科については、将来の学科再編に向けた検討を継続して行う。

② 上記専修学校の附帯教育及び別科

a) 個人・法人・自治体・国の機関を対象とした社会人教育

一般社会人を対象としたアジア・アフリカ諸言語の講座や文化講座を実施する。また、企業・官公庁など法人を対象とした語学研修は従来同様、各法人からの依頼に応じて企画・実施する。

b) 在日外国人子弟に対する日本語教育及び学習支援

2025 年度(令和 7 年度)は、外国人子弟の母語保持を目的とする語学講座を試行開講するなどして、将来の事業内容見直しに向けた検討を行う。

(2) 学生寄宿舍の運営（自己所有及び借り上げ宿舍の運営）

2025 年度(令和 7 年度)は、外国人学生寄宿舍「有朋館（ゆうほうかん）」、「青雲公寓（せいうんこうぐう）」及び「AA HOUSE（えいえいはうす）」の運営を行う。また、学校周辺の貸し物件を借り受けて寄宿舍として留学生に提供する。

国際交流事業（人材交流活動）

2025 年度(令和 7 年度)は、従来同様、異文化体験の企画・実施ならびに人材交流や職業紹介事業を行う。

(1) アジア・アフリカ世界と日本の人々を対象とした異文化体験の提供

アジア・アフリカ世界の教育関係者及び日本留学希望者を日本に招くプログラムを企画・実施する。

(2) アジア・アフリカ世界と日本の教育者・技術者などを対象とした人材交流の実施 ならびにこれに係る職業紹介

人材交流においては、教員交流プログラムとして、当法人職員のベトナム高等教育機関への派遣ならびにモンゴル人日本語教員を日本に招きアジア・アフリカ語学院での短期研修を行う。また、ベトナム人大学生を対象とした日本における就業体験を提供すべく、インターンシップ（在留資格「特定活動 9 号」）プログラムを企画・実施する。

国際協力事業（外国人技能実習生受入れ活動・日本語教育普及活動）

2025 年度(令和 7 年度)は、外国人技能実習生制度に代わる新たな制度「育成就労」（2027 年 4 月から運用開始見込）の具体的な内容が明らかになる見通しであることから、同制度について情報収集を行い、将来の事業化に向けた検討を行う。

(1) 技能実習生に対する職業紹介・受入れ・講習の実施及び技能実習生の実習実施者 に対する指導と監査

- 一般監理事業の許可を受けた監理団体として技能実習法に基づいた適正な実習監理事業を行う。
- 入国後講習実施場所として美浦研修センターの運営を継続する。
- 新たな実習生受入れ先（実習実施者）を開拓する。
- 新たな提携送出し機関としてインドネシアの送出し機関と提携を結ぶ。
- 配属済みの実習生を対象とした日本語のフォローアップ教育について、前年度に引き続き「日本語スピーチ大会」を企画・実施する。

(2) アジア・アフリカ世界の日本語教育機関に対する日本語教師の派遣を含めた日本語教育並びに運営に係る支援

2025 年度(令和 7 年度)は、近年の活動実績を踏まえ、将来の事業見直しに向けた検討を行う。

以上